

鴨池公園水泳プール水球システムリース契約書（案）
（長期継続契約）

1. リース物品 水球システム一式
2. 納入（設置）場所 鴨池公園水泳プール（鹿児島市鴨池二丁目31番3号）
3. 契約期間 契約締結日 から 令和13年6月30日 まで
準備期間 契約締結日 から 令和8年6月30日
履行期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日（60月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく
長期継続契約）
4. リース料 月額 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
5. 契約保証金 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第26条第3号の規定により免除

上記の物品について、鹿児島市（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正なリース契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年〇〇月〇〇日

発注者 住 所 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
氏 名 代表者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

受注者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別表1に定めるリース物品（以下、「物品」という。）を、契約書に記載の契約期間（又は履行期間）（以下、「リース期間」という。）に発注者に対して賃貸するものとし、発注者は、契約書に記載のリース料を支払うものとする。

3 受注者は、物品の納入及び撤去、その他この契約を履行する上で当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。

4 受注者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守)

第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる債権その他の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を生じさせた場合は、受注者の責任と費用において解決するものとする。

2 前項の場合において、発注者が第三者に生じた損害を賠償するなど発注者に損害が生じた場合は、受注者は発注者に対しこれを賠償するものとする。

(物品の納入等)

第5条 受注者は、物品を契約書及び仕様書等で指定された納入・設置場所（以下「設置場所」という。）へ仕様書等に定める日時（以下「納入期限」という。）までに受注者の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、リース期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から発注者の使用に供しなければならない。ただし、納入等について仕様書等に特段の定めのある場合は、その方法によるものとする。

2 発注者は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、発注者の職員をして立ち合わせ、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

3 受注者は、物品を設置場所に納入し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第6条 発注者は、受注者から前条の通知があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、受注者から物品の引渡しを受けたものとする。

2 発注者は、必要があるときは、前項の検査のほか、物品の納入が完了するまでの間において、品質等の確保をするための検査を行うことができる。

3 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びにこれらの検査のために変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

4 受注者は、物品を納入する上で当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。

(引換え又は手直し)

第7条 受注者は、物品を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しな

いときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由によって納入期限までに物品を納入することができないときは、事前にその理由を明らかにして納入期限の延長を願い出ることができる。この場合において、延長の期限は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(リース料の支払)

第9条 支払いは四半期ごとに行うものとし、4月から6月までの利用に係る分を7月に、7月から9月までの利用に係る分を10月に、10月から12月までの利用に係る分を1月に、1月から3月までの利用に係る分を4月に行うものとする。

2 受注者は、各四半期終了後の翌月10日までに当該四半期に係るリース料（3か月分）を発注者に対し請求するものとする。ただし、四半期中途において契約を解除した場合にあっては、契約解除の日の翌日から起算して10日以内に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の請求の書類を正当と認め、これを受理したときは、その日から起算して30日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。

4 リース料は、各月とも月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月における物品の使用が1月に満たないとき又は前2条の規定による使用開始日の延期などにより、当該月における物品の使用が1月に満たなくなったとき（発注者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

5 前項の場合において、リース料に円未満の端数が生じたときは、円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 発注者の責めに帰すべき理由によりリース料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合担保責任)

第10条 発注者は、納入された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(転貸の禁止)

第11条 発注者は、物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾があつ

たときは、この限りでない。

(公租公課)

第12条 物品に係る公租公課は、受注者が負担する。

(物品の管理責任等)

第13条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、物品を使用管理しなければならない。

2 発注者は、物品を本来の用法によって使用し、かつ、発注者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 物品に故障が生じたときは、発注者は、直ちに受注者に報告しなければならない。

(水球競技における外部基準等の変更への対応)

第14条 リース期間中に、リース物品に係る競技規則等が改定され、リース物品の機能、性能又は仕様の全部又は一部を変更する必要がある場合、発注者及び受注者は協議のうえ、対応方法を定めるものとする。

2 前項に基づき水球システムに追加の機器や設定変更、その他の対応（以下「追加対応」という。）が必要となる場合の費用負担は、原則として受注者とする。ただし、疑義が生じた場合には、発注者及び受注者の協議により決定する。

3 前2項の協議の結果、追加対応を行うことが当初の契約方式（競争入札等）に影響を及ぼし、地方自治法その他の法令上、変更契約の締結が不相当と認められる場合、又は協議が整わない場合には、発注者又は受注者は本契約を解除することができる。

4 前項の規定によりこの契約を解除しようとするときは、新たな競技規則の適応開始日の2月前までに、その旨を相手方に文書で通知しなければならない。

5 第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

(物品の返還等)

第15条 この契約が終了したときは、物品は無償で発注者へ譲渡することとする。

(損害保険)

第16条 受注者は、物品に関し、リース期間中継続して発注者と受注者を共同被保険者とする動産総合保険に加入するものとする。

2 前項の保険料は、受注者が支払うものとする。

(物品の原状変更)

第17条 発注者は、物品の改造又は他の機器を付加することについては、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

(所有権の表示)

第18条 受注者は、物品が受注者の所有である旨の表示をするものとする。

(物品の点検のための立ち入り)

第19条 受注者は、発注者の承認を得て、物品の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、受注者は、必ずその身分を証明する証票を提示しなければならない。

(契約保証金)

第20条 この契約に係る契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第21条 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することが

できなくなったときは、発注者は、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、発注者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、受注者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 使用開始日までに物品の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により物品が滅失し又はき損し、使用不可能となったとき。
- (4) 正当な理由がなく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (9) 受注者が、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱（昭和62年12月1日制定）に基づく入札参加資格を喪失したとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により生じる債権を譲渡したとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が

暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。

サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。

シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

ス 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 使用開始日までに物品の納入を完了することができないとき。

(2) 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。

(3) 第23条又は第24条の規定により、この契約が解除されたとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、リース料の12カ月分に相当する額（以下「年額相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項第1号の場合において、受注者の履行を認めるときは、発注者は当該使用開始日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、年額相当額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 6 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- 8 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。
- 9 第2項の場合（第23条第10号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による損害賠償の請求）

- 第26条 受注者が第23条第11号クからスマまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するかどうかを問わず、損害賠償金額として、年額相当額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約が終了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第23条第11号クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合
 - (2) 第23条第11号スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
 - (3) その他発注者が特に認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する年額相当額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 4 受注者が第1項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期

間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う契約の解除等）

第27条 この契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を変更又は解除をしようとするときは、当該年度の開始前の2月前までに、受注者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

（協議解除等）

第28条 発注者は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由によるなど必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。

（受注者の催告による解除権）

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第28条第1項の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間（準備期間がある場合は履行期間）の始期から満了の日までのリース料の総額が当初の3分の1以上減少したとき。

(2) 第28条第1項の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

2 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第29条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第32条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 物品に損害を与えたとき。

2 前項の賠償額に関して、第16条で規定された受注者の付保する損害保険で補填される額があるときは、この額を賠償額から控除するものとする。

(相殺)

第33条 発注者は、この契約において、受注者から徴収すべき金額があるときは、その金額と受注者に支払うべきリース料又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の解決)

第34条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じた事項又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、関係法令、鹿児島市契約規則及び鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）によるほか、発注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第35条 本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

(別表1)

(1) リース物品

メーカー	品名	数量
セイコータイムクリエーション株式会社	ゲームクロック付ショットクロック表示盤	4台
	ゲームクロック/タイムアウト表示盤	2台
	ゲームクロック操作盤	1台
	ショットクロック操作盤	1台
	タイムアウト操作盤	1台
	退水時間操作盤	1台
	得点・PF入力装置	1台
	コネクタボックス	1台
	電源ボックス	6台

(2) 設置場所

施設名	住所
鴨池公園水泳プール	鹿児島市鴨池二丁目31番3号

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、発注者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 発注者が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて発注者に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

- 2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複製された有体物を含む。）は、発注者の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて発注者の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはな

らないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者がやむを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項

を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 発注者は、委託業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、発注者に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(指示)

第17条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、発注者がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、発注者に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、発注者には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第21条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。